

令和 3 年 1 月 8 日

多摩市みんなの文化芸術条例 周知方法について

1 目的

多摩市みんなの文化芸術条例（以下、条例）を令和 4 年 4 月 1 日付で施行するにあたり、令和 3 年 1 月頃から市民へ広く周知を行う。条例のわかりやすい版・解説版および動画を作成する予定であるため、内容等を決定していく。

2 解説版について

本条例は、理念条例であること、また文化芸術という広い概念を振興するための方針を示すものであるため、条文に抽象的な表現や文章が多用されている。説明が必要な条文に対し、条文にある背景の解説を入れていく。市公式ホームページに掲載するものとし、公開期間は、条例改正など行い見直しがない限り継続的に公開するものとする。配布は 1 2 月に作成するわかりやすい版と共に公共施設等に閲覧してく予定である。（参考例）

・国分寺市文化振興条例

・多摩市子ども・若者の権利を保障するとともに支援と活躍を推進する条例（仮称）

（1）掲載時期 1 1 月頃

3 わかりやすい版（パンフレット）について

年齢や知識の程度によって理解度が異なるため、一般用と児童用に分けるものとする。

（1）一般用

本条例は、市民生活に広く関係するものであり、市民自身が文化芸術への理解を深め、行動していくことが重要であることから、手に取りやすく、理解しやすい内容であるわかりやすい版を作成し、広範囲で配布を行う。

① 対象 高校以上（義務教育終了程度の知識があることを想定）

② 内容 条例の重要なポイントを説明する。文化芸術に無関心な市民でも読んでもらえるよう、画像やイラスト、図を多く使用し、視覚的に理解しやすい内容とする。文章はポイントを絞り、簡潔に説明していくものとする。

③ 内容量 A 4 サイズで 1 0 ページ程度を想定

④ 広報方法 市公式ホームページ、図書館や公民館等文化芸術活動の拠点となる公共施設での閲覧、希望者への配布

⑤ 広報時期 令和 3 年 1 2 月以降

(2) 児童用

- ① 対象 小学校3年生～中学校3年生程度
- ② 内容 本条例が子どもたちを重視していることから「文化芸術がどうして大切なのか」「文化芸術を自主的に活動・鑑賞することができること」の2点を重点的に記載する。さらに、文化財や市内文化市民団体の数や活動等について、簡単なクイズコーナーを設ける等、工夫を行う。
- ③ 内容量 A4サイズで4ページ程度を想定
- ④ 広報方法 児童館の催しや長期休暇前に学校で配布されるイベント情報などと合わせて行っていく。広報時期は令和4年以降を予定。

4 動画について

広報ツールとして、市公式チャンネル **YouTube** があり、パブリックコメント時の動画再生が3週間という短期間に関わらず約400viewあったことから、市民への有効な周知方法として掲載することを検討する。

- (1) 内容 パワーポイントで音声の説明を入れ、簡潔に条例内容を説明していく。公開期間は、条例改正など行い見直しがない限り、継続的に公開するものとする。
- (2) 内容量 5分以内を想定
- (3) 掲載時期 12月以降